

平成22年10月

教育警察常任委員会資料

付託議案審査

- 議案第5号
三重県暴力団排除条例（案）について 【資料1】 ----- 1頁

所管事項報告

- 「2010年版県政報告書に基づく今後の県政運営等に係る意見」への回答
について 【資料2】 ----- 9頁
- 「県民しあわせプラン・第三次戦略計画（仮称）素案」について
施策322 犯罪対策の推進（警察本部主担当） 【資料3】 ----- 10頁
- 犯罪情勢について 【資料4】 ----- 16頁
- 児童虐待への対応について 【資料5】 ----- 18頁
- 交通事故の発生状況と「交通安全“見える・見せる”キャンペーン」
について 【資料6】 ----- 20頁

三重県警察本部

三重県暴力団排除条例（案）について

1 条例(案)の概要

章	条文及び罰則等
1 総則	<input type="checkbox"/> 基本理念 <input type="checkbox"/> 県並びに県民及び事業者の責務等
2 暴力団排除に関する基本的施策等	<input type="checkbox"/> 公共工事等県の事務及び事業における措置 <input type="checkbox"/> 公の施設の利用における制限等
3 暴力団排除を推進する県民及び事業者を保護するための措置	
4 青少年の健全育成を図るための措置	<input type="checkbox"/> 青少年に対する学校教育等の推進 <input type="checkbox"/> 暴力団事務所に対する立ち入らせの禁止 【中止命令→罰則（6月以下50万円以下）】 <input type="checkbox"/> 暴力団事務所の開設、運営の制限 【罰則（1年以下、50万円以下）】
5 暴力団員等に対する利益供与の禁止	<input type="checkbox"/> 暴力団員等に利益の供与の禁止 【公安委員会による調査、勧告、公表】 <input type="checkbox"/> 契約時における措置等
6 暴力団員等が利益の供与を受けることの禁止	【公安委員会による調査、勧告、公表】
7 不動産の譲渡等をしようとする者の講ずべき措置	<input type="checkbox"/> 不動産の譲渡等をしようとする者等の責務 <input type="checkbox"/> 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者等の責務 【公安委員会による調査、勧告、公表】
8 特定事業者における暴力団排除への取組	<input type="checkbox"/> 飲食店、風俗営業店等における「みかじめ料等」拒否対策の推進 <input type="checkbox"/> 旅館、ホテル等における暴力団の襲名披露等、資金源対策の推進 【公安委員会による調査、勧告、公表】
9 雜則及び罰則	

2 条例(案)の特徴

【人の遮断と金（資金源）の遮断に着目】

- 「社会対暴力団」の構図を明確にし、「青少年の健全な育成を図るための措置」と「暴力団への利益供与の禁止」の2つを大きな柱としました。
とりわけ、青少年の健全な育成を図るための措置として、
 - ・ 青少年に対する学校教育等の推進
 - ・ 青少年を暴力団事務所に立ち入らせることの禁止
 - ・ 暴力団事務所の開設、運営の制限
 を規定しました。
- 推進体制として、県と各機関との連携のほか、警察署長と市町等との連携を特記しました。
- 当県独自の施策として、
 - ・ 風俗営業店、飲食店における「みかじめ料等」拒否対策の推進
 - ・ 旅館、ホテル等における暴力団の襲名披露等、資金源対策の推進
 を規定しました。

3 今後の予定

(1) 広報啓発活動の推進

条例の施行に向け、パンフレットの配布、マスメディアの活用のほか、暴力追放県民大会等、あらゆる機会を通じ、県民に対する周知と本県における暴力団排除気運の醸成を図ることとしています。

(2) 市町条例の制定に向けた取組みの推進

「社会対暴力団」という構図を実現するため、県条例と同時期に各市町における「暴力団排除条例」を制定する必要があることから、市町条例の制定に向けた取組みを引き続き推進していくこととしています。

議案第五号
三重県暴力団排除条例案

右 提 出 す る。

平成二十二年九月十五日

三重県知事 野呂昭彦

三重県暴力団排除条例

目次

- 第一章 総則（第一条—第五条）
- 第二章 暴力団排除に関する基本的施策等（第六条—第十三条）
- 第三章 暴力団排除を推進する県民及び事業者を保護するための措置（第十四条）
- 第四章 青少年の健全な育成を図るための措置（第十五条—第十八条）
- 第五章 暴力団員等に対する利益供与の禁止等（第十九条—第二十一条）
- 第六章 暴力団員等が利益の供与を受けることの禁止（第二十二条）
- 第七章 不動産の譲渡等をしようとする者の講ずべき措置等（第二十三条・第二十四条）
- 第八章 特定事業者における暴力団排除への取組（第二十五条・第二十六条）
- 第九章 雜則（第二十七条—第三十一条）
- 第十章 罰則（第三十二条—第三十四条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、三重県からの暴力団排除に関する基本理念を定め、県並びに県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団排除に関する基本的施策、暴力団排除を推進する県民及び事業者を保護するための措置、青少年の健全な育成を図るための措置、暴力団員等に対する利益の供与の禁止等を定め、もって県民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第二号に規定する暴力団をいう。
- 二 暴力団員 法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。
- 三 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。
- 四 暴力団排除 暴力団又は暴力団員等による不当な活動を防止し、及びこれにより県内の事業活動又は県民生活に生じた不当な影響を排除することをいう。
- 五 センター 三重県公安委員会（以下「公安委員会」という。）から法第三十二条の二第一項の規定により三重県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者をいう。
- 六 関係団体 センターを始めとする地域住民及び職域による暴力団排除活動を行う団体をいう。

七 青少年 六歳以上十八歳未満の者をいう。

八 暴力団事務所 暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。

(基本理念)

第三条 暴力団排除については、暴力団が県内の事業活動及び県民生活に不当な影響を生じさせる存在であることを社会全体として認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、県、県民及び事業者、関係行政機関並びに関係団体による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、基本理念にのっとり、暴力団排除に関する施策を推進し、県民及び事業者、関係行政機関並びに関係団体が暴力団排除のための活動を行おうとする場合には、情報の提供、助言、指導その他の必要な支援の措置を講ずるとともに、県民及び事業者、関係行政機関並びに関係団体が安心して暴力団排除のための活動に取り組むことができるように、その安全の確保に配慮しなければならない。

(県民及び事業者の責務)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、暴力団排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むとともに、県が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業（事業の準備を含む。以下同じ。）に関し、暴力団との関係を遮断し、暴力団を利することとならないようにするとともに、県が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 県民及び事業者は、暴力団排除に資すると認められる情報を知ったときは、県に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

第二章 暴力団排除に関する基本的施策等

(推進体制の整備等)

第六条 県は、関係行政機関及び関係団体と連携し、暴力団排除のための体制を整備するものとする。

2 警察署長は、その管轄区域において、市町及び関係団体と連携し、暴力団排除を推進するものとする。

(不当要求行為に対する措置)

第七条 県は、暴力団員等から職員に対して三重県公安委員会規則（以下「公安委員会規則」という。）で定める不当要求行為があつた場合には、これを拒否するとともに、適正かつ円滑な職務の執行を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

(県の事務及び事業における措置)

第八条 県は、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利すこととならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を県が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

(公の施設の利用における制限)

第九条 知事若しくは教育委員会又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により指定された法人その他の団体は、県が設置した公の施

設のうち、多人数を収容できる会議場、集会場その他これらに類する施設の利用が、暴力団を利用することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(訴訟に対する支援)

第十条 県は、暴力団事務所の使用の差止めの請求、暴力団員等による犯罪の被害に係る損害賠償の請求その他の暴力団員等に対する請求に係る訴訟であつて、暴力団排除に資すると認められるものを提起し、又は提起しようとする県民及び事業者に対し、当該訴訟に関し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(暴力団からの離脱の促進)

第十一条 県は、センター、事業者等と連携し、暴力団員の暴力団からの離脱を促進し、その社会復帰を援助するために必要な措置を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第十二条 県は、県民及び事業者が暴力団排除の重要性について理解を深めることができるように、暴力団の活動実態等について県民及び事業者に周知するほか、関係行政機関及び関係団体と連携し、暴力団排除の気運を醸成するための広報及び啓発を行うものとする。

(市町への協力)

第十三条 県は、市町に対し、暴力団排除のための施策が講じられるよう、情報の提供、技術的助言その他の必要な協力をを行うものとする。

第三章 暴力団排除を推進する県民及び事業者を保護するための措置

第十四条 警察本部長は、暴力団排除のための活動に取り組んだこと等により暴力団から危害を加えられるおそれがあると認められる者に対し、警察官による警戒その他の保護に必要な措置を講ずるものとする。

第四章 青少年の健全な育成を図るための措置

(青少年に対する教育等)

第十五条 県は、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する中学校、高等学校、特別支援学校（中学部及び高等部に限る。）若しくは高等専門学校又は同法第二百二十四条に規定する専修学校（高等課程に限る。）をいう。）において、生徒又は学生が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が行われるように努めるものとする。

2 保護者その他の青少年の育成に携わる者は、青少年が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないよう、青少年に対し、指導、助言その他の適切な措置をとるよう努めるものとする。

3 県は、前項に規定する者に対し、職員の派遣、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(青少年に対する行為の禁止)

第十六条 暴力団員は、正当な理由がある場合を除き、自己が活動の拠点とする暴力団事務所に青少年を立ち入らせてはならない。

(青少年に対する行為の禁止に対する措置)

第十七条 公安委員会は、前条の規定に違反した暴力団員に対し、公安委員会規則で定め

るところにより、当該行為を中止することを命ずることができる。

(暴力団事務所の開設及び運営の禁止)

第十八条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地の周囲二百メートルの区域内においては、これを開設し、又は運営してはならない。

一 学校教育法第一条に規定する学校（大学を除く。）又は同法第一百二十四条に規定する専修学校（高等課程を置くものに限る。）

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設又は同法第十二条第一項に規定する児童相談所

三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十条に規定する公民館

四 図書館法（昭和二十五年法律第一百八十八号）第二条第一項に規定する図書館

五 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館

六 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第二条第一項に規定する家庭裁判所

七 少少年院法（昭和二十三年法律第一百六十九号）第一条に規定する少年院又は同法第十一条に規定する少年鑑別所

八 更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第二十九条に規定する保護観察所

九 前各号に掲げるもののほか、特にその周辺における青少年の健全な育成を図るために良好な環境を保全する必要がある施設として公安委員会規則で定めるもの

2 前項の規定は、この条例の施行の際、現に運営されている暴力団事務所及びこの条例の施行後に開設された暴力団事務所であって、その開設後に同項各号に掲げるいずれかの施設が設置されたことにより、同項に規定する区域内において運営されることとなつたものについては適用しない。ただし、これらの暴力団事務所が、当該開設し、又は運営していた暴力団以外の暴力団に係る暴力団事務所として開設され、又は運営されたこととなつた場合は、この限りでない。

第五章 暴力団員等に対する利益供与の禁止等

(利益の供与の禁止)

第十九条 事業者は、その行う事業の円滑な実施を図るため、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 暴力団の威力を利用する目的で、金品その他の財産上の利益の供与（以下単に「利益の供与」という。）すること。

二 暴力団の威力を利用したことに関し、利益の供与すること。

三 暴力団の活動又は運営に協力する目的で、相当の対償のない利益の供与すること。

2 事業者は、前項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、情を知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益の供与をしてはならない。ただし、法令上の義務又は情を知らないでした契約に係る債務の履行としてする場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

(暴力団の威力を利用することの禁止)

第二十条 事業者は、前条第一項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団の威力を利用してはならない。

(契約時における措置等)

第二十一条 事業者は、その行う事業に係る取引が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる疑いがあるときは、当該取引の相手方、当該取引の媒介をする者その他の関係者が暴力団員でないことを確認するよう努めるものとする。

2 事業者は、その行う事業に関して書面による契約を締結する場合において、当該契約が、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることが判明したときは、その契約を解除することができる旨の定めを設けるよう努めるものとする。

第六章 暴力団員等が利益の供与を受けることの禁止

第二十二条 暴力団員等は、情を知つて、事業者から第十九条第一項の規定に違反することとなる利益の供与を受け、又は事業者に同項の規定に違反することとなる当該暴力団員等が指定した者に対する利益の供与をさせてはならない。

2 暴力団員等は、情を知つて、事業者から第十九条第二項の規定に違反することとなる利益の供与を受け、又は事業者に同項の規定に違反することとなる当該暴力団員等が指定した者に対する利益の供与をさせてはならない。

第七章 不動産の譲渡等をしようとする者の講ずべき措置等 (不動産の譲渡等をしようとする者等の責務)

第二十三条 県内に所在する不動産(以下単に「不動産」という。)の譲渡又は貸付け(地上権の設定を含む。以下「譲渡等」という。)をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約の前に、当該契約の相手方に対し、当該不動産を暴力団事務所の用に供するものでないことを確認するよう努めなければならない。

2 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知つて、当該譲渡等に係る契約をしてはならない。

3 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約において、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 当該不動産を暴力団事務所の用に供してはならない旨

二 当該不動産が暴力団事務所の用に供されていることが判明したときは、催告をすることなく当該契約を解除し、又は当該不動産の買戻しをすることができる旨

4 前項第二号に規定する事項を定めた契約により不動産の譲渡等をした者は、当該不動産が暴力団事務所の用に供されていることが判明したときは、当該契約を解除し、又は当該不動産の買戻しをするよう努めるものとする。

(不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者の責務)

第二十四条 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該譲渡等をしようとする者に對し、前条の規定を遵守するために必要な助言その他の措置を講じなければならない。

2 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知つて、当該譲渡等に係る契約の代理又は媒介をしてはならない。

第八章 特定事業者における暴力団排除への取組

(飲食店事業者等からの暴力団排除対策)

第二十五条 警察本部長及び関係団体は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二条第一項に規定する風俗営業及び食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第五十二条第一項の許可を受けて飲食店営業を営む者(以下この条において「飲食店事業者等」という。)が暴力団排除の重要性を認

識し、次に掲げる暴力団員の不当な要求を拒否することができるよう、飲食店事業者等に対し、情報の提供、助言、指導その他の必要な支援を行うものとする。

一 繩張（正当な権原がないにもかかわらず自己の権益の対象範囲として設定していると認められる区域をいう。次号において同じ。）内で、営業を営むことを容認する対

償としての金品等の支払要求

二 繩張内で、営業を営む者の当該営業に係る業務を円滑に行うことができるようにするため、顧客その他の者との紛争の解決又は鎮圧を行う対償としての金品等の支払要求

（旅館事業者等からの暴力団排除対策）

第二十六条 旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第二項に規定するホテル営業又は同条第三項に規定する旅館営業を営む者その他不特定又は多数の者が利用する施設を運営し、又は管理する事業者であつて公安委員会規則で定めるもの（以下の条において「旅館事業者等」という。）は、暴力団排除の重要性を認識し、専ら会合をするために多人数を収容できる客間、会議場、集会場その他これらに類する施設の使用が、暴力団を利することとならないことを確認するよう努めなければならない。

2 旅館事業者等は、前項の施設の使用が、暴力団を利することとなることを知つて、当該使用に係る契約をしてはならない。

3 旅館事業者等は、第一項の施設の使用が、暴力団を利することとなることが判明したときは、当該使用に係る契約を解除することができる旨の定めを設けるよう努めるものとする。

4 県は、旅館事業者等に対して、前三項の措置が講じられるよう、情報の提供、助言、指導その他の必要な支援を行うものとする。

第九章 雜則

（調査）

第二十七条 公安委員会は、第十六条、第十九条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第二項、第二十四条第二項又は前条第二項の規定に違反する行為をした疑いがあると認められる者その他の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、その違反の事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

（勧告）

第二十八条 公安委員会は、第十九条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第二項、第二十四条第二項又は前条第二項の規定に違反する行為があつた場合において、当該行為が暴力団排除に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該行為をした者に対し、必要な勧告をすることができる。

（公表）

第二十九条 公安委員会は、第二十七条の規定（第十六条の規定に違反する行為をした疑いがあると認められる場合を除く。）により説明若しくは資料の提出を求められた者が正当な理由がなく当該説明若しくは資料の提出を拒んだとき、又は前条の規定により勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかつたときは、公安委員会規則で定

めるところにより、その旨を公表することができる。

2 公安委員会は、前項の規定による公表をしようとするときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該公表に係る者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(公安委員会の事務の委任)

第三十条 公安委員会は、第十七条の規定による命令を警察署長に行わせることができる。

(公安委員会規則への委任)

第三十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

第十章 罰則

第三十二条 第十八条の規定に違反して、暴力団事務所を開設し、又は運営した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十三条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは代理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関する前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても同条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は代理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三十四条 第十七条の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

2 県は、この条例の施行後三年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

提案理由

県民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与するため、三重県からの暴力団排除に関する基本理念を定め、県並びに県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団排除に関する基本的施策、暴力団排除を推進する県民及び事業者を保護するための措置、青少年の健全な育成を図るための措置、暴力団員等に対する利益の供与の禁止等を定める必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

2010年版県政報告書に基づく今後の県政運営等に関する意見への回答

教育警察常任委員会

重点的な取組	主担当部局名	委員会意見	担当部局の答弁
重点事業 くらし4 安全・安心まち づくりのための 重点的基盤整 備	警察本部	重点事業を構成する事業はすべて目標を達成しているものの、重点事業の数値目標である「凶悪犯の検挙率」は70.8%（目標達成状況90%）となり、昨年度を下回っている。整備した捜査支援システム等を効果的に運用し、検挙率の向上に取り組むとともに、交番・駐在所の整備、市町や関係機関と連携した広報活動の充実などにより、県民の安全・安心の確保に努められたい。	凶悪犯罪については、今後とも、車両を利用する犯罪に効果を発揮する捜査支援システム等の活用はもとより初動捜査活動を徹底するなど、検挙率の向上に努めます。また、地域住民の安全・安心の拠り所であり、警察活動の最前線拠点である交番・駐在所の整備を進めるとともに、パトロール活動の強化、地域に密着したタイムリーな情報発信、関係機関・団体等と連携した広報啓発活動を実施するなど、総合的な犯罪抑止対策の推進に努めます。

【素案（その1）】から抜粋

第2編 政策・事業体系（施策編）

- Ⅲ 安全なくらしの確保と安心できる生活環境の創造
- Ⅲ-2 安全な生活の確保
 - Ⅲ-2-1 交通安全対策の推進
 - Ⅲ-2-2 犯罪対策の推進
 - Ⅲ-2-3 安全で安心できる消費生活の確保
 - Ⅲ-2-4 食の安全とくらしの衛生の確保
 - Ⅲ-2-5 感染症対策の推進

施策322 犯罪対策の推進

(主担当部局：警察本部)

目的	対象	県民が	
	意図	地域社会における絆を深め、安全に安心して暮らしている	
施策目標 項目 (主指標)	刑法犯認知件数	目標値	
		現状値	

〔施策目標項目の説明〕

- ・刑法犯（道路上の交通事故に係る業務上（重）過失致死傷および危険運転致死傷を除く）について、1年間に被害の届出や告訴・告発を受理等した件数（三重県警察本部犯罪統計資料（暦年1月～12月））

（現状と課題）

県民が犯罪に不安を感じることのない「安全・安心」を実感できる地域社会の実現が求められています。

これまで地域の安全を確保するため、犯罪の検挙と抑止に取り組んできた結果、県内の刑法犯認知件数は、2002年（平成14年）をピークに減少傾向にあるものの、県民の身近で発生する街頭犯罪・侵入犯罪の発生数は、依然として高い水準にあるほか、県民に不安を与える凶悪犯罪や、高齢者等を狙った悪質な振り込め詐欺事件、凶悪犯罪に発展するおそれのある子どもや女性への声掛け事案等の発生が依然として後を絶たず、県民の体感治安に大きな影響を与えています。

このような現状において、刑法犯認知件数の減少傾向を定着させ、県民が「安全・安心」を実感できる地域社会を実現するため、自主防犯活動に対する支援等による地域と一体となった犯罪抑止活動や、凶悪犯罪、街頭犯罪、侵入犯罪等に対する検挙活動を推進する必要があります。

（めざす姿）

地域社会における絆と人々の高い規範意識があいまって、犯罪が起きにくい社会が構築され、県民に不安を与える凶悪犯罪や身近で発生する街頭犯罪などが減少し、県民が犯罪に対する不安を感じることなく、安全に安心して暮らしています。また、犯罪の被害に遭った被害者等に対する支援が充実しています。

(県の取組方向)

犯罪に強いまちづくりを推進するため、犯罪の被害に遭いにくい生活環境の確保、子どもの安全の確保、自主防犯団体の活性化などに取り組むほか、地域住民と在住外国人との共生社会の構築を支援します。また、県民が不安を感じる犯罪を検挙するため、初動捜査活動の推進や現場鑑識活動の徹底をはかるとともに、活動拠点である警察署、交番・駐在所等の整備や捜査支援システム、装備資機材等の整備・充実をはかります。

暴力団等の組織犯罪や犯罪のグローバル化に対しては、違法行為の取締り、犯罪組織の社会からの孤立、薬物・銃器犯罪の根絶など、総合的な対策を推進します。また、犯罪に遭われた被害者やその家族・遺族等を社会全体で支え、被害者も加害者も出さないまちづくりを推進します。

これらの取組により、県民が地域社会における絆を深め、安全に安心して暮らす社会を構築します。

【素案（その2）】から抜粋

第3編 政策・事業体系(基本事業編)

- III 安全なくらしの確保と安心できる生活環境の創造
- III-2 安全な生活の確保
- III-2-1 交通安全対策の推進
- III-2-2 犯罪対策の推進
- III-2-3 安全で安心できる消費生活の確保
- III-2-4 食の安全とくらしの衛生の確保
- III-2-5 感染症対策の推進

施策322 犯罪対策の推進

(主担当部局：警察本部)

(再掲)

目的	対象	県民が	
	意図	地域社会における絆を深め、安全に安心して暮らしている	
施策目標 項目目 (主指標)	刑法犯認知件数	目標値	
		現状値	

県の取組 目標項目 (副指標)	凶悪犯の検挙率	目標値	
		現状値	

〔県の取組目標項目の説明〕

- ・凶悪犯（殺人、強盗、放火、強姦）について、1年間に認知した件数に占める検挙した件数の割合（三重県警察本部犯罪統計資料（暦年1月～12月））

(施策展開するために取り組む基本事業)

- | | |
|----------------------------|--------|
| 32201 みんなで進める犯罪に強いまちづくりの推進 | (警察本部) |
| 32202 犯罪の徹底検挙と抑止のための活動強化 | (警察本部) |
| 32203 組織犯罪対策の推進 | (警察本部) |
| 32204 犯罪被害者支援対策等の充実 | (警察本部) |
| 32205 県民の安全を守る活動基盤の整備 | (警察本部) |

基本事業 32201	みんなで進める犯罪に強いまちづくりの推進 (主担当: 警察本部生活安全部)		
目的 的 意 図	警察、自治体、地域住民、ボランティア団体などが それぞれ連携した防犯活動を行い、安全で安心なくらしが実感できる 地域社会をつくっている		
基本事業の 目標項目	街頭犯罪等の発生件数	目 標 値	
		現 状 値	

[基本事業目標項目の説明]

- ・街頭犯罪等（空き巣、忍込み、自動車盗、車上ねらい、ひったくり、路上強盗、強姦、強制わいせつ、略取誘拐）について、1年間に被害の届出や告訴・告発を受理等した件数（三重県警察本部犯罪統計資料（暦年1月～12月））

基本事業 32202	犯罪の徹底検挙と抑止のための活動強化 (主担当: 警察本部刑事部)		
目的 的 意 図	県民が不安を感じる犯罪が 検挙その他の各種対策の強化により減少している		
基本事業の 目標項目	主な侵入犯罪の検挙人員	目 標 値	
		現 状 値	

[基本事業目標項目の説明]

- ・主な侵入犯罪（侵入強盗、侵入窃盗、住居侵入）について、1年間に検挙した人数（三重県警察本部犯罪統計資料（暦年1月～12月））

基本事業 32203	組織犯罪対策の推進 (主担当: 警察本部刑事部)		
目的 的 意 図	暴力団犯罪、薬物・銃器犯罪、国際組織犯罪など、主に組織を背景にして敢行される犯罪が 検挙その他の各種対策の強化により減少している		
基本事業の 目標項目	暴力団検挙人員	目 標 値	
		現 状 値	

[基本事業目標項目の説明]

- ・暴力団構成員、準構成員等を1年間に検挙した人数（三重県警察本部犯罪統計資料（暦年1月～12月））

基本事業 32204	犯罪被害者支援対策等の充実 (主担当：警察本部警務部)		
目的	対 象	犯罪等に巻き込まれた被害者やその家族・遺族等が	
	意 図	多様な主体による支援活動等により安心感を持って暮らしている	
基本事業の 目標項目	犯罪被害者等支援率	目 標 値	
		現 状 値	

[基本事業目標項目の説明]

- ・被害者支援要員の運用対象事件（身体犯事件、重大な交通事故事件等）のうち、被害者支援要員を運用した事件の割合（警察本部警務部調べ（暦年1月～12月））

基本事業 32205	県民の安全を守る活動基盤の整備 (主担当：警察本部警務部)		
目的	対 象	警察署、交番・駐在所等の活動拠点や捜査支援システムなど県民の安全な生活を守る活動基盤が	
	意 図	複雑に変化する犯罪情勢に対応できるように整備されている	
基本事業の 目標項目	交番・駐在所施設の充実度	目 標 値	
		現 状 値	

[基本事業目標項目の説明]

- ・交番・駐在所のうち、地域住民の利便性を考慮した相談室および来訪者用トイレが設置された施設の占める割合（警察本部警務部調べ）

「施策322」第二次戦略計画と第三次戦略計画(仮称)の比較

第二次戦略計画 (H19~H22)				第三次戦略計画 (仮称) (H23~H26)			
322 地域安全対策の推進				322 犯罪対策の推進			
対象 県民が				対象 県民が			
意図 犯罪や事故に対する不安を感じることなく、安心して暮らしている				意図 地域社会における絆を深め、安全に安心して暮らしている			
施策目標 (主指標)	刑法犯認知件数	目標値	24,000件	施策目標 (主指標)	刑法犯認知件数	目標値	一
		現状値	28,103件			現状値	15,632件
取組目標 (副指標)	凶悪犯の検挙率	目標値	80.0%	取組目標 (副指標)	凶悪犯の検挙率	目標値	一
		現状値	76.5%			現状値	76.3%
32201 みんなで進める安全・安心まちづくり総合対策の推進				32201 みんなで進める犯罪に強いまちづくりの推進			
対象 警察、自治体、地域住民、ボランティア団体などが	対象 警察、自治体、地域住民、ボランティア団体などが			対象 警察、自治体、地域住民、ボランティア団体などが	対象 警察、自治体、地域住民、ボランティア団体などが		
意図 それぞれ連携した防犯活動を行い、安全で安心なくらしが実感できる地域社会をつくりつつある	意図 それぞれ連携した防犯活動を行い、安全で安心なくらしが実感できる地域社会をつくりつつある			意図 それぞれ連携した防犯活動を行い、安全で安心なくらしが実感できる地域社会をつくりつつある	意団 それぞれ連携した防犯活動を行い、安全で安心なくらしが実感できる地域社会をつくりつつある		
目標 街頭犯罪等の発生件数	目標値	4,500件	現状値	目標値	一	現状値	2,641件
32202 犯罪の徹底検挙と抑止のための活動強化				32202 犯罪の徹底検挙と抑止のための活動強化			
対象 複雑化、多様化する犯罪が	対象 県民が不安を感じる犯罪が			対象 県民が不安を感じる犯罪が	対象 県民が不安を感じる犯罪が		
意図 検挙その他の各種対策の強化により解決され、被害の拡大防止がはかられている	意図 検挙その他の各種対策の強化により減少している			意団 検挙その他の各種対策の強化により減少している	意団 検挙その他の各種対策の強化により減少している		
目標 重要窃盗犯の検挙人員	目標値	300人	現状値	目標値	一	現状値	51人
32203 組織犯罪対策の推進				32203 組織犯罪対策の推進			
対象 暴力団犯罪、来日外国人犯罪、銃器・薬物犯罪など、主に組織を背景にして敢行される犯罪が	対象 暴力団犯罪、薬物・銃器犯罪、国際組織犯罪など、主に組織を背景にして敢行される犯罪が			対象 暴力団犯罪、薬物・銃器犯罪、国際組織犯罪など、主に組織を背景にして敢行される犯罪が	対象 暴力団犯罪、薬物・銃器犯罪、国際組織犯罪など、主に組織を背景にして敢行される犯罪が		
意図 検挙その他の各種対策の強化や関係機関・団体等と連携した活動の推進によって減少している	意団 検挙その他の各種対策の強化や関係機関・団体等と連携した活動の推進により減少している			意団 検挙その他の各種対策の強化や関係機関・団体等と連携した活動の推進により減少している	意団 検挙その他の各種対策の強化や関係機関・団体等と連携した活動の推進により減少している		
目標 暴力団検挙人員	目標値	350人	現状値	目標値	一	現状値	148人
32204 犯罪被害者支援対策の充実				32204 犯罪被害者支援対策等の充実			
対象 犯罪等に巻き込まれた被害者やその家族、遺族などが	対象 犯罪等に巻き込まれた被害者やその家族・遺族等が			対象 犯罪等に巻き込まれた被害者やその家族・遺族等が	対象 犯罪等に巻き込まれた被害者やその家族・遺族等が		
意図 犯罪被害等に関する総合相談や支援活動によって、さまざまな問題が解決し、安心感を持って暮らしている	意団 多様な主体による支援活動等により安心感を持って暮らしている			意団 多様な主体による支援活動等により安心感を持って暮らしている	意団 多様な主体による支援活動等により安心感を持って暮らしている		
目標 被害者相談の満足度	目標値	85%	現状値	目標値	一	現状値	93.5%
32205 県民の安全を守る活動基盤の整備				32205 県民の安全を守る活動基盤の整備			
対象 捜査支援システムや警察署、交番・駐在所などの拠点など県民の安全な生活を守る活動基盤が	対象 警察署、交番・駐在所等の活動拠点や捜査支援システムなど県民の安全な生活を守る活動基盤が			対象 警察署、交番・駐在所等の活動拠点や捜査支援システムなど県民の安全な生活を守る活動基盤が	対象 警察署、交番・駐在所等の活動拠点や捜査支援システムなど県民の安全な生活を守る活動基盤が		
意図 多様化・複雑化かつ、高水準で推移する犯罪に対応できるように整備されている	意団 複雑に変化する犯罪情勢に対応できるように整備されている			意団 複雑に変化する犯罪情勢に対応できるように整備されている	意団 複雑に変化する犯罪情勢に対応できるように整備されている		
目標 凶悪犯の検挙率	目標値	80.0%	現状値	目標値	一	現状値	34.0%
	交番・駐在所施設の充実度 (相談室・パリアフリー)	目標値	42%				
		現状値	39.9%				

※ 現状値は8月末の数値を示す。

犯 罪 情 勢 に つ い て (8月末現在)

1 刑法犯

	認知件数	検挙件数	検挙人員	検挙率
平成22年1-8	15,632	4,142	2,194	26.5%
平成21年1-8	17,210	3,806	2,308	22.1%
増減数(率)	-1,578(-9.2%)	+336(+8.8%)	-114(-4.9%)	+4.4P

- 本年8月末現在の刑法犯認知件数は15,632件で、前年同期に比べ1,578件(率にして9.2%)減少しています。
- 検挙件数は4,142件で、前年同期に比べ336件(率にして8.8%)増加し、検挙率は26.5%で、4.4ポイント増加しています。

2 凶悪犯

	認知件数	検挙件数	検挙人員	検挙率
平成22年1-8	38	29	29	76.3%
平成21年1-8	65	42	40	64.6%
増減数(率)	-27(-41.5%)	-13(-31.0%)	-11(-27.5%)	+11.7P

※ 凶悪犯：殺人・強盗・放火・強姦

- 本年8月末現在の凶悪犯の認知件数は38件（殺人10件、強盗19件、放火2件、強姦7件）で、前年同期と比べ27件(率にして41.5%)減少しています。
- 検挙件数は29件で、前年同期と比べ13件(率にして31.0%)減少し、検挙率は76.3%で、11.7ポイント増加しています。

3 振り込め詐欺

	認知件数	被 害 金 額
平成22年1-8	33	約1,090万円
平成21年1-8	83	約5,870万円
増減数(率)	-50(-60.2%)	-約4,780万円(-81.4%)

※ 振り込め詐欺：オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐欺

- 本年8月末現在の認知件数は33件（オレオレ詐欺12件、架空請求詐欺17件、融資保証金詐欺4件、還付金詐欺0件）で、前年同期と比べ50件、率にして60.2%、被害額は1,090万円で、前年同期と比べ約4,780万円、率にして約81.4%それぞれ減少しています。
- 警察官等を騙る手交型オレオレ詐欺は、9件発生しています。

4 組織犯罪の状況

(1) 暴力団犯罪

	検挙人員	うち刑法犯	
		うち刑法犯	うち特別法犯
平成22年1-8	148	110	38
平成21年1-8	172	129	43
増減数(率)	-24(-14.0%)	-19(-14.7%)	-5(-11.6%)

- 現在の暴力団勢力は、37団体1,050人を把握しています。
- 本年8月末現在の検挙人員は148人で、前年同期と比べ24人、率にして14.0%減少しており、刑法犯が110人で、全体の74.3%を占め、特別法犯が38人で、25.7%を占めています。

(2) 銃器・薬物犯罪

	けん銃押収状況		薬物犯	
	押収数	うち暴力団関係	検挙人員	うち暴力団関係
平成22年1-8	8	0	104	42
平成21年1-8	9	2	104	43
増減数(率)	-1(-11.1%)	-2(-100%)	± 0 (-)	-1(-2.3%)

○ 本年8月末現在のけん銃押収状況は8丁で、前年同期と比べ1丁(率にして11.1%)減少しています。

○ 本年8月末現在の薬物犯検挙状況は104人で、前年同期と同数となっています。

5 来日外国人犯罪

	検挙人員		
		うち刑法犯	うち特別法犯
平成22年1-8	99	67	32
平成21年1-8	170	122	48
増減数(率)	-71(-41.8%)	-55(-45.1%)	-16(-33.3%)

○ 本年8月末現在の来日外国人犯罪の検挙人員は99人で、前年同期と比べ71人、率にして41.8%減少しています。

○ 検挙人員のうち刑法犯が67人で、全体の67.7%を占め、特別法犯が32人で、32.3%を占めています。

児童虐待への対応について

1 児童虐待の認知・対応状況（平成22年8月末現在）

児童虐待の認知件数は64件で前年同期比13件（25.5%）増加、被害児童数は92人で15人（19.5%）増加、児童相談所への通告件数は38件で5件（15.2%）増加、児童相談所からの援助要請件数は5件で3件（150%）増加、加害者検挙人員は2人で前年同期比同数であった。

	認知件数	被害児童数	通告件数	援助要請件数	加害者検挙人員
H22(1~8)	64	92	38	5	2
H21(1~8)	51	77	33	2	2
増減	13	15	5	3	±0

2 児童虐待への対応

(1) 児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした対応の徹底

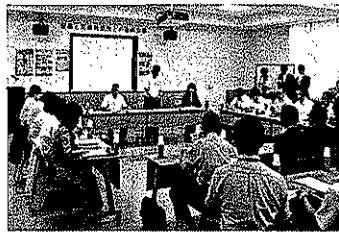
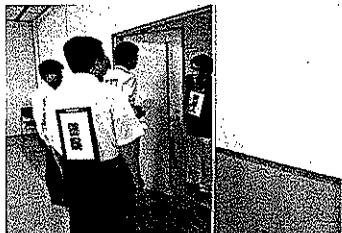
児童の安全が疑われる事案については、児童の安全を警察職員が直接確認するなど、児童の安全確認及び安全確保を最優先とした対応を徹底するとともに、その対応を一層強化するため、新たに職員向けのマニュアルを発出した。

(2) 児童の保護に向けた関係機関との連携の強化

平成13年に県健康福祉部、児童相談所及び警察の間で、「児童虐待に関する申合せ」を締結し、緊密な連携を図っている。（法改正に伴い、平成21年3月再締結）

本年6月、警察と児童相談所は、事案対応への合同訓練及び意見交換を実施したが、さらなる連携強化のため、本年10月にも、児童相談所との連絡会議を予定している。

※ 合同訓練及び意見交換の実施状況



《合同訓練》

《意見交換》

実施日	実施場所	児童相談所	警察署
平成22年6月7日	四日市南警察署	北勢児童相談所	桑名、いなべ、四日市北、四日市南、四日市西、亀山、鈴鹿
平成22年6月9日	津南警察署	中勢児童相談所	津、津南、松阪
平成22年6月11日	尾鷲警察署	紀州児童相談所	尾鷲、熊野、紀宝
平成22年6月15日	伊勢警察署	南勢児童相談所	大台、伊勢、鳥羽
平成22年6月18日	名張警察署	伊賀児童相談所	伊賀、名張

(3) 厳正な捜査と被害児童の支援

虐待を受けた被害児童を発見・保護した場合は、児童の迅速・的確な保護と平行して積極的に事件化を図っている。

また、児童相談所を始めとする関係機関との連携を強化し、情報の共有と役割分担によって再発防止を図るとともに、被害児童への支援を実施している。

(4) 情報の集約と組織としての的確な対応

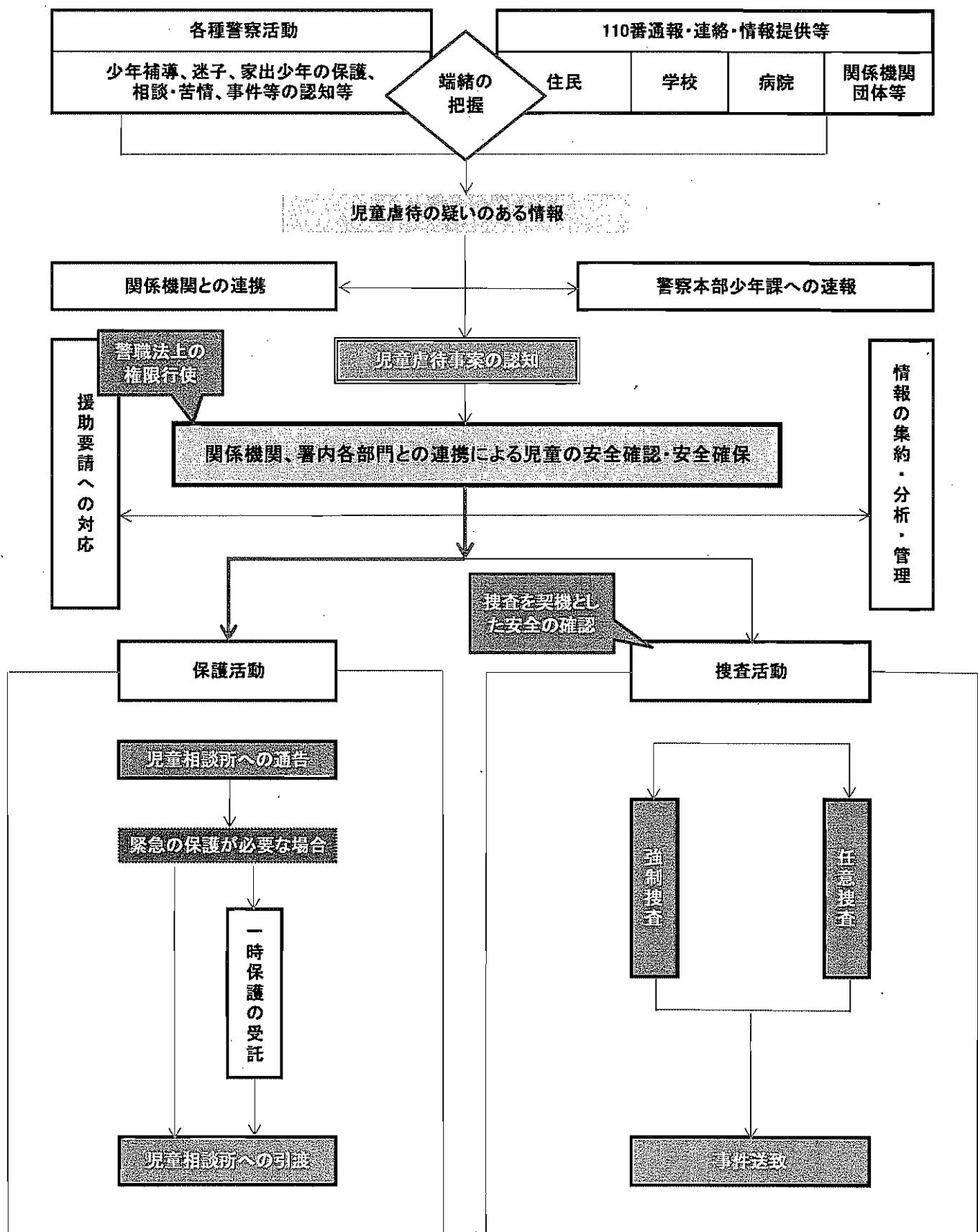
ア 少年部門への情報集約

各種警察活動を通じ児童虐待に関する情報の把握に努め、少年部門において情報を集約・分析している。

イ 組織としての的確な対応

事案の危険度や緊急性を組織的に判断し、事案に応じた対応を図っている。

<児童虐待に関する対応・連携フローチャート>



交通事故の発生状況と「交通安全 “見える・見せる” キャンペーン」について

1 交通事故発生状況

(1) 平成22年8月末(概数) ※人口10万人当たりの死者数ワースト順位: 10位

	総件数	人身事故件数		死者数	負傷者数	物損事故件数
		死亡事故	人身事故件数			
平成22年	41,763	7,414	71	71	9,803	34,349
平成21年	39,905	7,470	62	65	9,991	32,435
増 減 数	1,858	-56	9	6	-188	1,914
増 減 率	4.7	-0.7	14.5	9.2	-1.9	5.9

(2) 交通死亡事故の特徴

- ① 高齢死者が多く、その構成率が高い
⇒71人中 41人 : 57.7% (前年対比+6人)
- ② 悪質危険違反による死亡事故が依然として多い (原付以上の第1当事者)
⇒68件中 16件 : 23.5% (前年対比-1件)
- ③ 交通弱者 (歩行者、自転車利用者) の死者が多い
⇒71人中 30人 (歩行者23人、自転車7人) : 42.3% (前年対比+3人)
- ④ シートベルトの非着用死者が多い
⇒32人中 18人 : 56.3% (前年対比-2.5%)
- ⑤ 安全不確認等の漫然運転による死亡事故が多い (原付以上の第1当事者)
⇒68件中 52件 : 76.5% (前年対比+12件)

2 「交通安全 “見える・見せる” キャンペーン」の実施

(1) 実施期間

平成22年3月1日～平成22年12月31日

(2) 目的・概要等

- 「見える」～車両の運転者から道路上の歩行者、自転車が良く見える
- 「見せる」～車両の運転者に歩行者、自転車を早く見せる (認識させる)
をキャッチフレーズに、車両運転者には「ヘッドライトのこまめな切り替え」、「夕暮れ時、早目のライト点灯」を、歩行者、自転車利用者には「反射材の着用と明るい服装」を啓発。

(3) キャンペーンの効果<本年3月～8月末：夜間(概数)>

交通死亡事故 ⇒18件18人 : 前年対比-1件-1人

歩行中死者 ⇒7人 : 前年対比-1人、うち高齢者4人 : 前年対比-2人

自転車乗用中死者 ⇒0人 : 前年対比-2人、うち高齢者0人 : 前年対比-1人

■ 交通事故発生状況

	平成22年 3～8月末	平成21年 3～8月末	増減数	増減率
人身事故	5,574	5,587	-13	-0.2%
死亡事故	45	44	1	2.3%
うち夜間	18	19	-1	-5.3%
死者	45	45	0	0.0%
歩行者	15	11	4	36.4%
うち夜間	7	8	-1	-12.5%
自転車	3	9	-6	-66.7%
うち夜間	0	2	-2	—

■ 高齢死者 27人: 前年対比+2人(+8.0%)

	平成22年 3～8月末	平成21年 3～8月末	増減数	増減率
歩行者	9	8	1	12.5%
うち夜間	4	6	-2	-33.3%
自転車	0	7	-7	—
うち夜間	0	1	-1	—